

特集：労働判例

【労働判例】

労働法令において、最大のトピックとして「働き方改革推進整備法」が成立し、多岐にわたる法改正がされました。また、労働判例では、立法を先取りするかのような非正規労働者の処遇改善に関わる事案も見られます。さらに、能力不足を理由とする解雇、整理解雇の人選基準などの各分野で、注目される判例も見られています。このような裁判の事例を集めた書籍を紹介します。

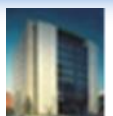


【書籍の紹介】

★**判例労働法入門 第6版** 野田 進・山下 昇・柳澤 武【編】 有斐閣 (2019.12) 366.18/42/6
法律とは、知るだけでなく、使うものです。雇用環境の厳しさが毎日のように報道され、労働法に対して、社会の多くの人たちが、これまで以上に興味を持つようになってきました。また、私たち自身や友人・同僚が、雇用や労働条件の問題に直面した時、法的に何が正しいのか、いかなる権利を、どこで・どのように主張すべきなのか、きちんと理解できていません。読者に対して、労働法に関する情報を体系的に提供する判例を多用した入門書です。

★**最新重要判例 200 労働法 第6版** 大内 伸哉 弘文堂 (2020.3) R366.18/44/6
第5版の刊行以降2年の歳月が過ぎ、その間に判決が出た、上級審との差し替えや相対的に重要性の薄れた事件の判例を新たな課題を持った事件と差し替えた、200件の論点についてまとめています。判例を個別的労働関係と集団的労使関係法の2章に分け、前章は、労働契約総論、労働契約各論、就業規則、労働基準法及びその関連法に分けて139の判例を掲載してあります。後章では、労働組合、団体交渉、労働協約、団体行動、不当労働行為についての判例61件を収め、それぞれに解説を加えています。この6版は参考図書の書架にあり閲覧のみで貸出はできませんが、5版は一般図書として配架しておりますので貸出しております。

★**年間労働判例命令要旨集 2020年版** 労務行政研究所【編】
(労政時報選書) 労務行政 (2020.7) R366.18/5/47
年版で刊行し、2020年版は、平成31年(令和元年)に出された判例のうちの144件の要旨をまとめています。また、巻頭には重要事件の内容とその解説、巻末には、最高裁から各地裁の判決、中央労働委員会や各都道府県の労働委員会が出された命令の索引も掲載してあります。2020年版の重要事件は、正社員と時給制有期契約社員との手当等に関する労働条件の相違、大企業における課長職社員の管理監督者性、社員と労働組合との合意による労働組合員個人の未払い賃金債権の放棄など5件。



★労働関係訴訟 1 山川 隆一・渡辺 弘【編著】

(最新裁判実務大系 7) 青林書院 (2019.5) 366.18/57/1

労働紛争を解決手段として、以前からの裁判所や労働委員会の手続きによる紛争解決手段のほか、労働審査制度、都道府県労働局の個別労働紛争解決促進制度などにより、多様な紛争解決手段が用意されています。そのような中、労働法制では、最高裁判例を中心とした判例法理が大きな影響を与えてきましたが、解決手段の多様化や労働契約の大きな変化に応じて新しい枠組みを用いる裁判例が登場してきました。このような現状を踏まえ、労働関係訴訟に関する主要な論点に応じた実践的な検討をまとめています。

★判例解説 解雇・懲戒の勝敗分析 高井・岡芹法律事務所

日本加除出版 (2020.10) 366.18/61

経営者には労働者を解雇する権利、懲戒する権利があります。しかし、労働契約法において、これらの権利は制限されています。この解雇及び懲戒の有効性の要件とされている「客観的合理的」と「社会通念上の相当性」という概念の曖昧性について判例から考えていきます。判断のポイントを、事実の概要、事実認定の評価に関する争点、事実認定・評価のポイントなど、敗因となるポイントを経営者の立場から分析します。

★判例をよむ個別労働関係訴訟の実務 —賃金, 時間外手当, 解雇予告手当請求を中心として—

岡崎 昌吾 司法協会 (2019.1) 366.18/56

簡易裁判所に提訴される個別労働関係訴訟について、簡易裁判所の判事が紹介します。少額訴訟として簡易裁判所に提訴される中で圧倒的に多い未払い賃金、時間外手当、解雇予告手当について、身近でありながら金額が少ないことで、判例集でもあまり見られない、簡易裁判所の判例を紹介します。

★職場のハラスメント実務対応 Q&A —判例から読み解く マタハラ セクハラ パワハラ…etc—

小笠原六川国際総合法律事務所 清文社 (2020.6) 366.9/584/3

パワハラ、セクハラに限らず、どのような行為が違法なハラスメントになるのか、ともすればあいまいで、誤解を招きやすく、線引きは簡単なものではありません。また、労働法違反の企業名を公表する制度が強化され、働き方改革関連法が施行されるなど、企業は、より一層の就業環境の整備が求められ、その不祥事は企業の信用やブランド力にも影響を与えるようになりました。ハラスメント問題の対応に際して、判例を中心に検討します。

★パワーハラスメントに関連する主な裁判例の分析 労働政策研究・研修機構【編】

(JILPT 資料シリーズ No. 224) 労働政策研究・研修機構 (2020.3) 366.18/60

職場における「パワーハラスメント」に関する裁判例は増加の一途を辿っています。厚生労働省の「平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」でも「いじめ・嫌がらせ」が首位になっています。機構が緊急調査を行い、パワハラに関する判例を収集し、労働政策審議会への資料として、その判断傾向をまとめています。

<逐次刊行物> (雑誌)

上記のような単行書のほかに、労働情報コーナーでは、判例が掲載された逐次刊行物を複数誌購入しております。法律は生き物で、日々新しい着目点や判断が出ます。単行書にはまだ掲載されていない最新の情報です。貸出はできませんが、館内での利用とコピーは可能です。どうぞご利用ください。

- ・労働判例 産労総合研究所 (月2刊)
- ・労働経済判例速報 経団連事業サービス (旬刊)
- ・労働法律旬報 旬報社 (月2刊)